



平成23年5月19日

各 位

会 社 名 信 金 中 央 金 庫  
代 表 者 名 理 事 長 田 邊 光 雄  
(コード番号 8421 東証 優先出資証券)  
問 合 せ 先 総 合 企 画 部 長 須 藤 浩  
(TEL. 03-5202-7624)

定款の一部変更に関するお知らせ

本中金は、平成23年5月19日開催の理事会において、「定款の一部変更の件」を平成23年6月22日開催予定の第71回通常総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 電子債権記録機関の業務の受託を追加するための規定の新設

株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が平成24年5月に開業を予定していることに伴い、本中金が電子記録債権に係る業務を取り扱うこととするため、本中金が行いうる業務として、電子記録債権法（平成19年法律第102号）の定めるところにより電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務を追加するため規定を新設する。

(2) その他の規定の整理

信用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）の改正に伴い、引用条文を変更する。

2. 定款変更の内容

別紙のとおり

3. 変更日

上記の定款変更は、いずれも行政当局の認可を受けた日に行うものとする。

以 上

本件に関するお問合せ先  
信金中央金庫 IR広報室  
(鈴木、吉本)  
TEL. 03-5202-7700

## 定款変更案

変更前	変更後
<p>第2条 (略)</p> <p>2～13 (略)</p> <p>3 本金庫は、前2項の規定により行なう業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行なうことができる。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理（第14号に掲げる業務に該当するものおよび信用金庫法施行規則第53条第7項に規定するものを除く。）</p> <p>(17)・(18) (略)</p> <p>4～13 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第44条 本金庫は、次に掲げる認可対象会社（信用金庫法第54条の23第3項に規定する認可対象会社をいう。）については、内閣総理大臣の認可を受け、子会社とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券関連業（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第35条第1項第1号から第8号までに掲げる行為を行なう業務その他の信用金庫法施行規則第70条第1項に規定する業務を専ら営むもの</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本金庫は、前2項の規定により行なう業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行なうことができる。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理（第14号に掲げる業務に該当するものおよび信用金庫法施行規則第53条第8項に規定するものを除く。）</p> <p>(17)・(18) (略)</p> <p>4～13 (略)</p> <p>14 <u>本金庫は、電子記録債権法（平成19年法律第102号）の定めるところにより電子債権記録機関の委託を受けて行なう電子債権記録業に係る業務を行なうことができる。</u></p> <p>第44条 本金庫は、次に掲げる認可対象会社（信用金庫法第54条の23第3項に規定する認可対象会社をいう。）については、内閣総理大臣の認可を受け、子会社とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券関連業（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第35条第1項第1号から第8号までに掲げる行為を行なう業務その他の信用金庫法施行規則第70条第2項に規定する業務を専ら営むもの</p> <p>(3)・(4) (略)</p>